

令和5年度第3回宗像市介護保険運営協議会

議事録

日時	令和5年9月21日（木）午後6時30分～午後8時00分	
会場	宗像市役所103A会議室（北館1階）	
出席者	委員 (五十音順)	岡山委員【副会長】、乙藤委員、鴨川委員、木村委員、関岡委員、永戸委員、中村委員、長谷川委員、花田委員、姫野委員、平田委員、三宅委員【会長】、矢島委員
	事務局	林田健康福祉部長、福嶋保険医療担当部長、八木介護保険課長、西川高齢者支援課長、松井福祉政策課長、安川健康課長、豊福主幹兼地域包括ケア推進係長、副田高齢者サービス係長、山本健康サポート係長、浪瀬介護保険係長、西村審査指導係長、井上介護認定係長、小林介護保険係主任主事
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 会長挨拶 3. 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> ①第8期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の施策評価について ②第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた関係団体ヒアリング実施報告について (2) 審議事項 <ol style="list-style-type: none"> ①第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の骨子（案）について ②第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画期間における施設整備方針（案）について 4. その他 <ul style="list-style-type: none"> ・次回開催について 5. 閉会 	

1. 開会

【事務局】

定刻になりましたので、只今より令和5年度第3回宗像市介護保険運営協議会を開催します。本日は、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本日の進行を担当させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、事前に送付いたしました資料の確認をさせていただきます。お手元にございますか確認をお願いいたします。資料番号は、資料の右上に記載しています。まず、A4一枚の次第、次にA3横の資料1「第8期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 施策評価一覧」、A4縦の資料2「第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた関係団体ヒアリング調査結果報告」、A4縦の資料3「第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画骨子（案）」、A3横の資料3別紙（「第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の骨子（案）」）の4部です。また、本日配付しております資料が、A4縦の資料4「第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画期間における施設整備方針（案）」、それとA4縦の資料2の目次部分の差し替えです。お手数ですが差し替えをお願いいたします。資料は全てお手元にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。まず、次第1. 開会ですが、本日の欠席者は事前に連絡をいただいています本郷委員の1名です。従いまして、委員の過半数のご出席をいただいております。宗像市介護保険運営協議会規則第5条第3項により、定足数を満たしていますので、会議が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の選任です。議事録署名委員は名簿順によりまして、今回は中村委員となっております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

2. 会長挨拶

【事務局】

続きまして、次第2. 会長挨拶です。会長、よろしくお願いいたします。

【会長】

皆さんこんばんは。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今回の運営協議会は、報告事項が2項目、また第9期計画策定にあたりご審議いただきたい事項が2項目となっております。よろしくお願いいたします。

【事務局】

会長ありがとうございます。それでは、これからの進行は会長にお願いいたします。

3. 議題

(1) 報告事項

【会長】

それでは3. 議題に入ります。(1) 報告事項、第8期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の施策評価について、事務局から説明をお願いします。

①第8期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の施策評価について

【事務局】

それでは資料1をご覧ください。こちらの資料は、第8期事業計画で定めた計画の基本理念を達成するために定めた基本目標と施策の方向、事業の取組内容の進捗状況を把握し、計画期間中の問題点・課題を洗い出すために作成したものととなります。この資料を基に現状と課題を整理して、第9期事業計画の素案作成に活用します。

一枚目の資料が全体をとりまとめた一覧で、二枚目以降がそれぞれの事業に対する事業計画の記載内容、取組内容と計画期間中の評価、課題と対応策、今後の方向性を記載した資料となります。なお、基本目標5「(2) 介護のサービス基盤、人的基盤の整備」以降の事業については、次回の協議会で「介護保険事業量等推計」を審議する際にお示しします。

一枚目の取りまとめ資料にあります通り、第8期計画期間中の現在までのそれぞれの事業の取組内容については、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、対面による事業の実施が減少、中止となることもありましたが、研修や会議などをオンライン形式で開催するなど工夫して実施し、感染症影響下においても全体的に概ね達成できていると評価しております。

基本目標2（2）介護予防・生活支援サービス事業の充実における①訪問型サービスB・D、②通所型サービスB・Cや（3）一般介護予防事業の充実における③地域介護予防活動支援事業の介護ポイントの付与、有償ボランティアの推進、基本目標4（2）家族介護者支援の継続②家族介護講座事業については、達成はやや不十分、達成できていないと評価しています。

達成できていないと評価した事業はそれぞれ課題があり、今後も検討を進め、第9期計画にどのように反映させるか検討します。また、達成できたと評価したそれぞれの事業についても、現状を整理する中で課題や検討すべきことが見えてきましたので、引き続きよりよい事業となるように検討を行い、第9期計画に反映させていきたいと考えております。

簡単ではございますが、第8期計画の施策評価の説明は以上です。

【会長】

質問・意見等はないでしょうか。なお、議事録作成の関係上、発言される委員はまず名前を言ってから発言をお願いします。何か質問・ご意見はございませんでしょうか。はいどうぞ。

【委員】

◎が多いですけども、評価の◎というのは、数値目標を達成したということですか。ほとんど全部◎になっていますね。

【事務局】

数値目標があるものに関しましては、1枚目の評価一覧の左上の欄にありますとおり、80%以上であれば◎、60%から79%であれば○としております。達成率が出にくい場合とか、数値目標を達成してない場合は、達成できた、おおむね達成できたというような評価をしております。以上です。

【委員】

わかりました。素晴らしいです。

【会長】

ほかにはございませんか。ないようでしたら次に進みたいと思います。

②第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた関係団体ヒアリング実施報告について

【会長】

それでは、次の報告事項、第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けた関係団体ヒアリング実施報告について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

基礎調査として実施した関係団体へのヒアリング結果について報告します。報告は計画策定支援委託事業者の高根さんから説明させていただきます。高根さんよろしくお願ひいたします。

【計画策定業務委託事業者】

それでは、この資料につきましては私から説明させていただきます。サーベイリサーチセンターの高根でございます。

資料2の関係団体ヒアリング調査結果報告でございます。1枚めくっていただきますと、目次と調査の概要があります。この調査は、第9期の宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定にあたりまして、前回は住民の皆様に対するアンケート、ま

た事業所の皆様に対するアンケートの結果を報告いたしました。それに加えて、被保険者のサービス提供や相談対応の最前線におられる関係団体の方々に、グループインタビューという一堂に会していただいてお話を聞くという形式で意見を伺うことで、各種アンケート調査や統計データからなかなか把握することが難しい部分の現状を把握するという考えのもとに行われたものでございます。

このヒアリングを行った団体ですが、「(2) 調査対象団体」の「①各地域の包括支援センター」、宗像市は6圏域あるので、この各圏域の地域包括支援センターの方々に集まりいただいて話を聞かせていただきました。もう一つが「②介護サービス事業所」ということで、居宅介護事業所や小規模多機能の居宅介護支援事業所、また居宅サービス、施設居住系サービス、この中から幾つか団体を選んで6～7事業所を1つのグループとして一堂に集まっていたりしまして、2グループのインタビュー調査を行いました。この実施日につきましては、「(3) 調査実施日」にあるように「①各地域包括支援センター」は令和5年の6月27日、「②介護サービス事業所」は8月28日に2グループの調査を行いました。場所は宗像市の会議室を利用させていただきました。4ページは「(5) 調査方法」ということで、今申しましたように関係団体の方に集まっていたりしまして、あとは市職員の方々と私ども委託事業者が同席し、膝を突き合わせて自由なフリートークに近いような形でご発言いただきました。「(6) 調査項目」とあるように大枠でお聞きする内容がありまして、まず共通項目として本市における市の高齢者を取り巻く現状・課題について伺っております。①は各地域包括支援センターに対して、「本市における高齢者福祉、介護保険サービスの中で、量が不足していたり、利用の拡大等を図るべきだと思えるものは何か」、また「利用者とその家族が必要なサービス（介護保険サービス、高齢者福祉サービス、総合事業）を導入するにあたり、障害になることは何か」、「利用者の自立度・満足度の向上、地域包括支援センター業務の効率化について、地域との連携による効果はあるか」、「地域との連携をすすめるにあたり、課題となることはどのようなことか」をお聞きしております。また②は事業者に対して、「貴事業所では、コロナ禍においてどのような影響・変化があったか」、「貴事業所では、『人材確保』に関してどのような課題があり、また、行政に望む支援や要望はどのようなことか」、「事業所では、『現場の業務効率化』に関してどのような課題があり、また、行政に望む支援や要望はどのようなことか」、そして最後に「本市の次期『第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画』で必要と考える取り組みは、どのようなことか」についてご意見を伺いました。

5ページからはその結果を記載しております。量が多いのでかいつまんで申し上げますが、まず各圏域の地域包括支援センターでそれぞれ事業に取り組んでおられる方々から意見を伺いました。まず吉武・赤間・赤間西地域について、特徴として高齢者人口が他に比べて多いという点が挙げられておりました。ただ圏域内でのばらつきも多く、吉武地区については高齢化率40%近くで農家の世帯が多く、経済的にもそこまで余力がない方が多いということです。次に日の里地域について、まち開きをした当時、西日本最大の団地と戸建を持つ地区であったということです。それから高齢化が進んで、大きな家で1人や2人で暮らしていたり、認知症夫婦で暮らしているような家庭が多いです。一方、団地は経済的に困窮されている方や母子家庭が多く見られるという特徴があります。

次に河東地域については、高齢化率が低い地域と、農村では50%を超える地域が

混在しているという特徴がありました。高齢者本人だけではなく、子どもも含めた世帯全員に支援が必要なケースが増えていて、65歳未満で支援が必要と思われる方への介入がない中で、65歳になると地域包括支援センターの対象となり負担が増すということで、地域包括支援センターは基本的に65歳以上が対象なので、なかなか関与が難しいという話を聞かせていただきました。

続きまして6ページ、南郷・東郷地域については、南郷地域は高齢化率が割と高く、35%程度というところで、中には50%を超えるような地区もあり、東郷地域は全国平均もしくは少し下程度の高齢化率ということで、やはり地域内でも差があるということでございます。こちらでもやはり認知症の方が多く、徘徊等への対応といったことが問題になってくるというところですよ。

そして、玄海・池野・岬・大島ということで、特徴はやはり島が二つあるということで、面積が一番大きいけど人口は少ない状況で、高齢化率が高いといったところがございました。相談業務としては、高齢者のひとり暮らし、夫婦世帯の相談を受けることが多く、夫婦での老老介護の負担が大きくなっている、また認知症に対しての理解の問題もあるということでございますので、このあたりは先ほどと共通のところかと思えます。

7ページは自由ヶ丘地域について、ここが一番コンパクトで比較的訪問がしやすい地域で、戸建ては玄関を一步出たら坂ということですが、坂が多く、道路から階段を上って玄関になっている家が多い印象ということでございます。ここでは各地区の情報連絡会に出席しておられるということで、地域の結びつきについても話していただいて、地域包括支援センター自体の周知も進んで、存在もかなり知られていて相談も増えているといった状況をお話しいただきました。

7ページ「②サービス利用についての課題」ということで幾つか挙げていますが、高齢者を取り巻く課題としては、ケアマネジャーについて、例えば要介護認定者の配偶者が認定を受けていない場合、要支援認定の場合は地域包括支援センターに振るケースが散見されるということです。地域包括センターの状況として、ケアマネジャーが圧倒的に少なく、介護が必要な人が出た場合に、ケアマネジャーを探すのが非常に大変になっている、ヘルパーも担当ギリギリの人数を持っていて、余裕が無いということで、なかなか今厳しい状況にあるということがございました。また利用者の意識についても指摘がありまして、権利者意識が強く、本来の制度の趣旨が理解されていないため不適切なサービス利用を要求されることも多く、サービスなんだからこれぐらい利用してもいいんじゃないかということで、認定以上のサービスを求められることもあって、介護保険サービスはみんな助け合うものなので、そこで1人が権利を主張すると、結局余計に社会負担が大きくなるんですが、そういった本当の介護保険の趣旨が理解されていないのではといったご意見もいただきました。

続いて8ページは「③地域との連携について」ということで、先ほど地域との連携を既に行っているという地域包括支援センターの話もありましたが、1つ目に書いてあるような地域との情報連絡会に参加することによって情報収集ができる、それにより訪問の間隔を延ばせるということで、細かく見ていなくても地域の方々から色々情報をもたらえると、頻繁にはではなく間隔を少し空けて訪問できるといった利点もあるということです。そして福祉委員から民生委員に、次いで地域包括支援センターというケースも多いですし、宅配便の方が地域包括支援センターに連絡してきたことも

あるし、URについては管理事務所から連絡がくるということで、認知が高まって地域の方々との連携も進んでいるという話を聞かせていただきました。

続いて9ページからは、介護サービス事業所にお話を聞いております。先ほど申しましたように、ここは2つのグループに分けて話を聞いておりますので、まずは1つめのグループを“グループ1”として結果を記載しています。「1. 事業所における事業実施状況と課題について」ですが、大きな話としては利用が少し減ってきているということなんですが、実際は入所やサービスの利用を必要とする人は結構多いんじゃないかなど。ただ身寄りが無い方でなかなかそのサービスにつながらないとか、あとはもしかしたら経済的な問題でなかなか使えないんじゃないか、そういった方々もおられるんじゃないかというお話を聞かせていただきました。その辺りはケアハウスとグループホームもそうですけども、なかなか老老介護とか、1人が入居されてもう1人の方が在宅生活を継続できるかというような夫婦での問題といったところも出てきているということです。デイサービスセンターもやはりひとり暮らしの方が多いということで、今後、心配な方というか見守りサービスが必要な方は増えてきているんじゃないかというような状況をお聞かせいただきました。

続いて10ページは訪問看護で、精神障がい者のひとり暮らしも問題であるということで、同居人がいる場合も、子どもが精神疾患で無職、それから長い間子どもがひきこもりであるということで、いわゆる“8050問題”ではないですが、高齢の方の介護が必要な状況で子どもも疾患があって、そして子どもも高齢になってくるということで、なかなか厳しい状況にある家庭も見られるということです。

小規模多機能でも、やはりひとり暮らしで認知症の方もいるということで、どこまで小規模多機能でみられるのか、その後が全く見えてこないというのでも聞かせていただきました。

10ページの「②事業運営上の課題」ということで、各事業者が自身のサービスを行う上での課題についてお聞きしました。やはり一番多かったのが職員不足の問題でございました。実際に職員の募集をしても来ない、時給を上げてても応募が無く、一番大きいのは、介護士の職員不足ということでした。

続いて11ページの「2. 本市における高齢者、介護保険事業を取り巻く課題と今後必要な取り組み」です。看護小規模多機能という意見がありましたが、看護小規模多機能は在宅で色々なケアを受けられるサービスということで、内容的には非常にいいものだと思いますが、ただなかなか経営上でみると厳しいので、幾つも事業所が出てくるというのは難しいだろうと言われていました。また、宗像市の要介護認定が結構厳しい印象があるというご意見もありました。そして、やはり高齢者のひとり暮らしは今後も増えていくと思うということなので、緊急時に病院に運ぶと入院申込書、立会人が必要になってくるということで、社協を含め、入院立ち合いとかの役割がこれから必要になってくると思うと言われていました。

続いて12ページの「②今後必要な取り組み」ということで、先ほども申しましたように一番大きな課題は人材不足で、これにつきましては単に事業所単位での話ではなく、宗像市とタイアップして福祉のまち、住みやすいまち、働きやすいまちといったまちづくりの観点といたしまししょうか、広い視野での取り組みが今後必要なのではないかということです。なかなか若い方も、宗像市を選んで就労するのは難しいかなどということです。どちらも人材不足というのは共通で、人材の取り合いに合っている状

況で、いかに宗像市に住むメリットを出していくか、福祉のまちということでアピールするものを作っていったらどうかということでした。また、住まいについても空き家も出てくるので、こういった住むところを見ていく、また外国人の方々が今後こういった分野に出てきて、もう既に出てきておられるところですけども、こういった方々も働きやすいようなまちにすることも考えるべきではないかという意見もありました。

次に「2) 研修・ネットワーク」ということで、60代後半や70代の人たちは、オンラインに触れる機会が少ないのではないかとということで、ただ先ほど申しましたように人材不足で高齢介護の事業者も高齢化が進んでいて、働く方々も高齢化が進んでいるので、そこに合わせたオンラインでのやり方や研修についても、市で取りまとめてやっていくとか、そういったやり方を考えていくべきではないかといったことでございました。

最後に「3) コロナ感染症への対応」ということで、世間では第5類に移行しましたが、やはりサービスを提供されている方々は、第5類になったからといって簡便化されたとかなくなったというわけではなくて、今までの取り組みや感染症予防、またそれに関する色々な手続きというのは今もあるということで、コロナが第5類になったことで業務量が減ったということはないということです。今後も継続して、これは続けていくということをおっしゃっておられました。

14ページからは2つめのグループですが、こちらを“グループ2”としまして、こちらもグループ1と同様に「1. 事業所における事業実施状況と課題について」聞いています。大体、出された課題は共通点がありますが、家族介護力の低下についても話が出ております。

「②事業運営上の課題」では、こちらもやはりヘルパーの不足や、それ以外でも介護職員の方々の不足というのは、非常に強く訴えられたところでもございました。団塊の世代の方が後期高齢者になってきて、先ほども申しましたように権利を言う方も多いんですけども、カスハラに近いようなものもあったりして、若い人にも自分たちの仕事をなかなか勧められないといった悩ましいところもある状況の中で、今後どう人材を確保して、これ以降の世代に引き継いでいくのかが非常に問題・課題であるといったことを言っておられました。

続いて15ページの「2. 本市における高齢者、介護保険事業を取り巻く課題と今後必要な取り組み」について。ここでも、やはり人手についての意見がありましたが、あとは家族システム自体が崩れていて、家族が家族の役割を果たしていないということで、先ほど家族介護力について意見がありましたけども、見ていくのがなかなか難しい、また家族内に障がいであったり生活困窮であったり課題を抱えているケースなど色々な問題を複合的に抱えているというところで、介護のために行ったけど、障がいがある、あるいは生活困窮者のため、なかなか家族で介護どころか生活を営むこと自体が難しい世帯も見られてくるといった課題をご提示いただきました。

「②今後必要な取り組み」としては、やはり人材の確保といったことでございまして、特に離島のほうでサービスを提供されている方については、島の中に全部のサービスが揃っているわけではないので、定住してサービス事業についていただける方というのも考えないといけないのではないかとといった、人材に関わるところが大きなところでございました。

続く16ページでは、8050問題に関係してくるという意見があり、先ほども申し上げましたが、高齢化の問題が必ずしも高齢者だけの問題でなくなってきていて、非常に複合的な問題があり、障がい者や子どもがいわゆるヤングケアラーになっているとか、貧困など、そういったものが出てきているということなので、そこをどう見守っていくのか、つながっていくのかということをお慮しておられました。あとは、やはり先ほどと共通で、人材不足に対する確保ということで、外国人の人材や働き方の改革といったものをトータルで見込んで、これからの介護人材の確保を考えていかなければいけない時にきているという話を聞かせていただきました。

同じく16ページの「2）計画に対する理解促進」ですが、ここでは来年の法改正や、今回の市の事業計画にしてみても、市の方針、国の方針と、事業者、市民に対する意識が乖離しすぎているのではないかとということです。先ほど申しましたようにサービスを使う側としては権利の行使だと考えているようですが、事業者側は社会福祉制度の中で、きちんとみんなが相互扶助の中でやっていくように考えておられる。また市役所では、今は地域共生社会ということで、みんなを支えながら、地域とつながりながらということですが、このあたりがどこまで浸透しているか、乖離が課題ではないかということかと思えます。

続いて17ページの「3）高齢者・家族介護支援」ですが、ひとり暮らしや複合的な問題で、見守りが必要な世帯というのは増えてきているということなので、そういったものを見守りをする仕組みがあればいいのではないかとということです。また、在宅で家族をされる方たちが孤立化しているということで、どのようにつながっていくか、介護保険の枠とは別に、介護指導をする機会を持つような事業はできないかというご意見をいただきました。

次に「4）コロナ感染症への対応」では、こちらもやはり第5類に移行しても、サービス事業者の皆さんは徹底した感染症対策を行われているということで、そのための色々な事務や衛生材料の購入費もなかなか負担になってきているが、今後もやはりまだコロナに対する対応は継続していくということでした。

最後に18ページの「5）その他」では、補助金などの使用用途を広げていただきたい。また、色々な事業者がつながるような情報共有ができるアプリのようなものを、宗像市のネットワークで何か作れないかといった意見が出されました。

ヒアリングで頂いた意見は以上です。

【会長】

詳細なご説明ありがとうございました。何かご質問・ご意見はありますか。

【委員】

この関係団体ヒアリング調査結果というのは、よくされているなどと思って感心して読んでいます。こういうヒアリングで、色々な団体からお話が出ていますが、これを本当に活かした計画を作ってってもらいたいです。

私に関連している活動をやっていることに関しても、権利擁護の関係で、後見人養成を私たちはやっているんですけども、その問題等も絡めて本当に高齢者だけではなくて、精神に障がいを抱えている方や、知的障がいを抱えている方の親の高齢化の問題は、やはり大変。これは日の里地域包括支援センターからも意見が出ていましたが、そういうことに対応できる人材養成といいますか、数が非常に少ないので、訪問診療

をされているあるお医者さんから後見人の養成をぜひやってくれと言われたんですけども、やはり全体で支えられるような後見人養成、市民養成といいますか、啓蒙・啓発活動も含めてやっていかないといけないと思っております。以上です。

【会長】

事務局から何かご発言ありますか。

【事務局】

委員がおっしゃられたように、今回ヒアリングを通して色々な課題や複合化してきた問題等の意見を頂いておりますので、そういった意見を計画の中で活かせるように活用していきたいと考えております。以上です。

【委員】

調査結果報告の取りまとめお疲れさまでした。ありがとうございます。課題がやはり介護事業所側の介護人材不足やケアマネの不足、また介護を受けている方に限らず8050問題や家族の課題が起こっているということで、起こっているだろうとは思っていたんですけど、それがこの調査報告でやはりそういうことが起こっているんだというのがよく分かってありがたい資料だと思います。

3点質問がありまして、1点目は宗像市に限らず他の市町村でこういった調査結果報告がされてあるのかどうか。2点目は、もしされてあるのであれば、やはり近隣の他市町村も同じような課題で同じような結果になっているのかどうか。3点目は、他の市町村も調べられているとしたら、宗像市特有の特徴的な課題みたいなものがあったりするのか、分かる範囲で教えていただければと思います。以上です。

【計画策定業務委託事業者】

他の市町村でも同様の調査を実施しているかについては、アンケート調査は国が指針を出していてどこでも同じように実施していますが、このヒアリングについては、実は私どものご提案ということで、実施していたりしていなかったりします。ただ、同様のヒアリング調査をやっている自治体もございますので、その結果から言いますと、やはりどちらでもこの複合的な問題や人材不足についての意見は出てまいります。地域によってその深刻さに差はあろうかと思っておりますけど、やはり同じような課題が出てきているところもございます。そして宗像市の特徴については、これも地域や場所の問題上かと思っておりますけど、やはり圏域内で色々と特徴が違うと思っております。特に宗像市には島があるので、サービスを受ける側と提供する側もなかなかもどかしいところがある。島の中にはないサービスは、通いで自分で島外に出ないといけないとか、訪問サービスも事業者が島に渡っていかないといけないとか、先ほど申しましたように例えば島の中に住んでいただいてサービスを提供していただけるのが、一番利用者のご事情も分かっていたらただけのんですけども、ただ事業としてペイするかという話になると違って来る。そういったところを公的に支援するのか、それとも利用者が何らかの形で負担するかなど、色々と考えていく必要があるというお話を聞いたところです。以上です。

【委員】

アンケート結果を見ていただいたら分かると思うんですが、これはほぼ事業者の悲鳴です。いかに継続するのが難しいかということをお聞きされていて、読んでいてどこの事業者が言ったのか何となく分かるぐらい、どこが苦しんでいるのか分かるんですが、前は利用者の方にアンケートをとって、それに続いて事業所のアンケート結果をみるとずれが大きいと思っております。やはり、住民の方が望まれているのは現行どおりの介護保険制度を続けていきたい、在宅で生活を続けていきたいという気持ちが

非常に強くて、もちろんそれは当たり前のことですが、事業所のヒアリング結果ではもう厳しいと言っているのにほぼ等しいことが意見として出ていると思います。特にヘルパーの不足、ケアマネジャーの不足は、在宅でいかに生活を続けていくかということをもう支援できないかもしれないという意見だと思って検討していただけたらなと思います。現実として、皆さんどこの事業者もこのように同じような課題が出てくるというところを、いかにそこに手を入れていただくか、計画の中に謳っていただくかということが一番重要なところだと思いますので、よろしく願いいたします。

【委員】

資料2の6ページに玄海・池野・岬・大島地区の実態として色々課題があると思うんですが、認知症に限定して言うと「本人や家族も知識や理解がなく、地域に協力を求めずむしろ距離を置いてしまう場合もある」とありますが、これももちろんあると思いますけど、私としては本人や家族よりも周りの人が距離を置いて、あの人は認知症じゃないかというようなことが多々あるんですね。そういうものも含めて、今度の第9期の計画の中にも入れていっていただきたいなど。これは要望です。

【副会長】

只今の関係団体ヒアリング調査結果の報告をお伺いして、私たちが今審議している介護保険事業計画は第9期ですから一定の年数が経ちました。ですので、宗像市だけに限らず我が国における高齢者に対する介護事業についてはどういうものが必要か、何をしなければいけないかというのは、ほぼ出ているのではないかなと思うんですね。今から驚くような新しい手だてがいたりとか、システムを作ることが必要ということはありません。ただ、私が一番心配するのは、介護保険事業計画を作るに当たって介護報酬の見直しや、あるいは一部の手直しをやりますが、このままいくと日本の介護保険は潰れるのではないかなと思うんです。なぜ潰れるのかというと、この団体ヒアリングの中に、もう悲鳴ともとれるような人材の不足、本当に現場は困っています。介護の仕事をする方がいないんです。高齢の介護士に無理を言ってお願いして、80歳近くまで働いてもらうという実態がたくさんあるわけです。外国人労働者の確保と言いますが、管理団体を通してやるのでそう簡単なお話ではありません。働く人がいなければ、この事業は全うできません。良い事業計画を作ることでも大事ですよ。これは政治や政策の段階の話です。そこから手をつけて、介護保険制度が今後動いていくことによる見直し、それからそれを支える人材をどう確保するか、どう育てるか。これを考えていかなければ、介護の仕事をする人がいなければ維持できません。どんな計画を作っても維持できないと思います。この資料を事前に読んで、自分も現場にいるので明日もまた仕事に行きますが、こういう相談をずっと理事長や施設長からされるんです。そういう意味で、これは市役所のレベルの話ではないと思いますけども、そのことも考えていないといけません。介護保険制度を維持できない状態になる、それはなぜ維持できないかと言うと人の確保です。これで防げると思います。これは私の感想です。お願いします。

【委員】

先日春日市のクローバープラザで研修があったんですが、その時の大谷短期大学福祉学科の教授のお話ですが、学科16名のうち4名が日本人で、あとは外国人の方だそうです。その学科はもう今年度で終わるそうで、そういう実態だということをお知らせしておこうかなと思います。若い子どもたちの福祉に対する思いがだんだん薄れているかなという気持ちもあります。

【会長】

ありがとうございます。何か事務局からありますか。

【事務局】

人材不足については、団体ヒアリングを通して喫緊の課題だと市も受け止めております。市として何ができるか考えながら、本当にやっていかないと介護保険制度自体

が崩れていきますので、その辺りはしっかり考えていきたいと思っております。以上です。

【会長】

はい、ほかよろしいですかね。はい。では次に進みたいと思います。

(2) 審議事項

①第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の骨子（案）について

【会長】

それでは審議事項に入ります。＜（2）審議事項、第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の骨子（案）について＞、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料3と資料3別紙①②を使って説明します。これまで報告させていただいた各種アンケート調査や関係団体ヒアリング、庁内での施策評価、国が示す基本指針等を踏まえて、第9期計画の骨子の事務局案を作成しました。

まず、資料3をご覧ください。この資料は、第1章から第5章まで記載しておりますが、今回の運営協議会では、計画の骨子となる第3章（3節・4節を除く）のご審議をお願いいたします。

1ページ目が目次となります。第1章「計画策定の趣旨」から第5章「介護保険事業に係る費用と保険料の算出」までありますが、第3章以外の2ページと7ページは、見出しのみ記載しています。第3章の「計画の基本的な考え方」の骨子を今回ご審議いただいて固めて、第1章、第2章と第4章の具体的に取り組む事業を検討します。また、第5章の介護保険サービスや保険料に係る内容は、今後国から提供されますデータの分析などを踏まえて介護保険事業にかかる費用と保険料を推計・算出して計画に盛り込んでいく予定です。本日は骨子案をご審議いただき、頂戴した意見を踏まえて、内容を見直して素案を作成し、次回の会議でご審議いただく予定です。

資料の3ページをご覧ください。第3章「計画の基本的な考え方」1節「計画の基本理念」です。第9期の案としましては、複雑化・複合化した支援ニーズへの対応や介護人材確保、将来的な介護サービス水準の維持などに対応するため、地域共生社会への実現に向けた取り組みを進めてきている第8期計画の理念を引き継ぎ、「住み慣れた地域で共に生き、互いに支え合い、いきいきと安心して暮らせるまち」としてまいります。

資料の4ページをご覧ください。2節「計画の基本目標」です。基本理念を達成するための具体的な目標を設定しております。

ここで、資料3別紙①をご覧ください。資料上部に基本理念、資料左側の部分は第8期計画の基本目標、資料中央の上部に今年7月末に示された「国の基本指針」の要点を記載しております。その下に「現状・課題」として、各種アンケート調査や関係団体ヒアリング、見える化システム等を通じた実績分析等をまとめて記載しています。資料右側の部分に第9期計画の基本目標の案を記載しております。

資料中央の「現状・課題」のポイントについては、赤字としております。

ニーズ調査からは、若い年代から介護予防事業の取り組みが必要なこと、「うつ傾向」「認知機能の低下」の傾向が高いことから、相談事業や生きがいくりの取り組みが必要なこと、担い手または参加者として活躍できる事業内容や環境整備が必要なこと、成年後見制度の周知と活用が重要なこと、在宅生活を中心とした介護保険サービスの充実、適切な利用が必要であるといったことが見えてきました。

在宅介護実態調査からは、「今後不安に感じる介護」として「認知症状への対応」の割合が高いことから、進行や重度化を防ぐための予防事業、特に、認知症に関する取

組が重要なこと、介護者の就労継続と高齢者の在宅生活の継続のために、在宅サービスの充実が必要なことが分かりました。

事業所調査からは、在宅生活の継続困難の理由で「認知症の症状の悪化」が最も高く、「在宅サービスの改善で、生活の維持が可能」ということが分かりました。

関係団体ヒアリングからは、先程の報告にもありました通り、介護分野における人材不足の解消が喫緊の課題であること、介護保険制度の周知方法の工夫が必要なことが分かりました。実績分析については、第1回協議会で報告した通り、宗像市の現状で考えられることをまとめております。

このように、各種アンケート等を通して、今後はさらに認知症への対応、在宅サービスの充実、人材確保が重要なポイントとなることが分かりました。

このような現状・課題を踏まえ、第9期計画の基本目標の案を、基本目標1「健康づくりと介護予防の推進」、基本目標2「地域で支え合う仕組みづくり」、基本目標3「認知症施策の総合的な推進」、基本目標4「安心・安全につながるサービスの継続」、基本目標5「介護サービスの充実」としたいと考えております。

第9期の基本目標の案は、人のライフステージに合わせ、健康な状態から介護が必要になる状態へというイメージで、全体的に並べ替えて、基本目標1「健康づくり」から始めております。また、認知症施策については、第8期では基本目標1の中の施策の方向の一つでしたが、国の基本指針の中でも、認知症基本法に十分に配慮して計画を策定するようにと示されておりますので、第9期は基本目標として位置づけ、認知症施策を総合的に推進していきたいと考えております。

基本目標の並べ替えについて、大枠のイメージとしては、第8期基本目標1は第9期基本目標2へ、第8期基本目標2は第9期基本目標1へ、第8期基本目標3については、第9期基本目標1（3）自分にあった介護予防をできる体制づくりと、基本目標4（1）在宅生活の継続支援の取り組み方針の中に変更、第8期基本目標4と5は第9期でも4と5という形となります。基本目標に対するそれぞれの取り組み方針の項目の名称も案の通り見直し、修正をしたいと考えています。

資料3に戻っていただき5、6ページをご覧ください。それぞれの基本目標に対する内容について記載しております。

基本目標1については、市民自らが健康づくりや介護予防に取組み健康寿命を延ばしていくことが大切なこと、生活習慣病などの予防や、生活機能低下防止への支援、高齢者が自分に合った活動を選択できる体制づくりを進めること、自立支援・重度化防止に繋がる介護予防生活支援サービスを展開することを記載したいと考えています。

基本目標2については、引き続き地域包括ケアシステムの充実に取り組むこと、多様化・複合化したニーズへの対応に向けた相談と支援の体制づくりを図ることを記載したいと考えています。

基本目標3については、認知症とその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける支援体制を構築し、認知症と共に生きる社会の実現を目指すこと、そのために、正しい知識や相談窓口の普及啓発に取組み「早く気づき支援につなげる」体制の構築を強化すること、認知症の方の居場所や仲間づくりを広げていくことを記載したいと考えています。

基本目標4については、高齢者やその家族が安心してできる限り自立した生活を送れるような体制づくりに取り組み、きめ細やかな介護・福祉サービスの提供に努めることを記載したいと考えています。

基本目標5については、地域の実情に応じたサービスの充実、計画的かつ適正な施設整備を図ること、市内事業者等の支援を通して介護保険制度の円滑な運営を行うこと、深刻化する介護人材不足の解消に向けて、地域の介護を支える人材の確保や、介護現場における生産性の向上を図るなどして、介護人材の確保と定着の取り組みを推進することを記載したいと考えています。

最後に、別紙②をご覧ください。骨子案の基本目標にかかる取組方針、取組内容・事業を整理したものとなります。内容については、現在事務局内で協議し、調整中です。今回は、あくまでも審議の参考として添付していることをご了承ください。

第4章の基本目標に対する具体的に取り組む事業の内容については、基本目標ごとに、現状と課題をまず記載し、それぞれ個別の事業について詳細に記述していく予定で、次回の協議会で素案としてお示しし、ご審議いただく予定です。

説明は以上となります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

【会長】

はいありがとうございます。ただ今提示されましたけど、これについて何かご質問・ご意見ございますか。

【委員】

ご報告ありがとうございます。今回第9期の基本理念が、住み慣れた地域で共に生き、互いに支え合い、いきいきと安心して暮らせるまちということで、とてもいい基本理念だと思っています。それに対する目標も賛成です。この基本理念を達成していくためには、5つの目標の中でも特に、目標2の部分はやはりかなり重要になってくるのではないかと思います。地域で支え合う仕組みづくりということで、資料3の別紙②を見ても、重層的支援体制の整備や地域ニーズに取り組むための仕組みづくりで、各地域での協議体運営と地域に根差した支え合い活動推進といった部分は本当に非常に重要になってくると思っています。部署が違うかもしれませんが、やはりコミュニティスクールや地域学校協働活動などで、子どもとお年寄りが交流する仕組みや地域防災等色々やっているところがあります。私の地域でも色々やっていて、これは子どもにとってもいいし、社会教育として学びの場になるし、高齢者にとってはすごい生きがいづくりになって、とてもいい活動ではないかと思います。なので、市としてもそういう地域学校協働活動なども部署が違うかもしれないですけど、バックアップなどを第9期計画の中でやっていっていただけたら、もっともっと住み慣れた地域で共に生き、互いに支え合い、いきいきと安心して暮らせるまちの“互いに支え合い”の理念に近づけているのではないかと強く思っています。先ほど副会長も言われたとおり、やはりケアマネとしても介護保険制度は大丈夫なのか危惧する部分があって、介護保険制度に頼らずにこういったインフォーマルな地域の支え合いのシステムをケアプランに位置づけて、インフォーマルサービスとして利用者の暮らしを支えていくようにしていかないといけないと強く思っているのも、そういう社会資源があるとケアプランに位置づけられますし、この基本理念に沿った暮らしが実現できると思いますので、介護保険課としてもぜひバックアップしていただけたら大変ありがたいなと思います。国が明日から介護保険制度をやめるとなったら、私は無職になってしまうので、ぜひ介護保険制度と社会資源、地域学校協働活動なども踏まえて、共存しながらこの制度を持続可能なものにしていただけたらいいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

【事務局】

貴重なご意見ありがとうございます。今回の色々なヒアリングや庁内での協議を通じて、やはり市役所の中で他部署との連携が不足しているということを痛感いたしました。大きな会議以外にも日常的に情報共有をしたり、連携できることはないかということで、そういう場を設けようという話をちょうどしていたところで、早速教育現場とも話す機会を設けておりますので、今後もそのような形で協力してやっていきたいと思っております。ありがとうございます。

【委員】

ありがとうございます。期待しています。

【委員】

まとめていただきありがとうございます。今日の報告事項にありました色々な実

情も拝聴いたしまして、第9期計画につながっているんだと思いながら聞かせていただきました。特に認知症施策については、国からもという話もありましたけど、今日のご報告の中でもかなり、先ほど精神障がい者の話もありましたけど、非常に重要になってくる項目がここでまた新たに創設されたということで、基本目標の順序についても賛同いたします。

1点質問と、1点意見です。基本目標が5つありまして、それぞれの目標に対して下位項目で(1)～(4)とありますが、これらが達成できると基本目標1が達成できるんだなとぎっと全体を見ていて思ったんですけど、基本目標2の内容と(2)の内容がほぼ一緒で、下位項目と基本目標が非常に類似してまして、何を達成したらどの方向にいけばこの基本目標2を達成できるのかと思ったので、それを1点聞かせていただきたいということ。

あと基本目標4について、前回の第8期のときは“自立と安心”という言葉が使われていて、今回は“安心・安全”となっていて、下位項目を見ますと第8期が“安心につながる”で第9期が“安全につながる”と書かれていて、第8期では“安心”という言葉に対して施策の方向にも“安心”とあって、それに対する事業も「ひとり暮らし高齢者などに対する見守り体制の推進」や「ごみのふれあい収集（戸別訪問収集）事業」「災害対策の推進」「感染症対策の推進」となっていますが、第9期で“安全”だけに言葉を変えた場合に、具体的な取組の内容はどのようなものが想定されるのか教えていただければと思います。

【事務局】

ご意見とご質問をありがとうございました。今回基本目標を5つの枠に分けるにあたって、それぞれ本当に細かに解体してぶら下げ直して、組み合わせをみんなでうなりながら考えたという経緯がございます。その中で、地域で支え合う仕組みづくりについても、他の先進地の事例なども色々見比べて、これは絶対に欠かせない項目にはなるんですけども、実際は内容が重複しているという状態と言われればそのとおりかと思えます。ただもう本当に率直にこの表現で、資料3の別紙②に連なっている項目をもう一度精査しまして、第8期との流れを検討しまして、この項目がある程度第8期からの流れでしっかり体制整備に努めているので、それをまた引き続き継続するというので、連ねて基本目標を達成していけたらいいと思い、このような構成としております。説明が分かりづらいかもしれませんが、一旦この説明とさせていただきます。

“安心・安全”についても我々非常に悩みまして、おっしゃったとおり第8期は“自立と安心”でしたが、これも一度ひもといて解体し直しまして、第8期の自立につながる項目と中身については少し組み直したほうがいいのではないかとということで、今回この項目を新型コロナの後ということや、あと災害が多発しているという状況もありまして、他の災害対策に関する計画等もございますが、その計画との整合性もあわせて、第9期は“自立と安心”よりも“安心・安全”の中に含まれるもの、それから施策の方向(1)在宅生活の継続支援に、自立につながるような在宅介護の重度化を防止、予防する、それからできる限りその状態を維持していただいて、在宅生活が少しでも長く送れるような状態を(1)の項目の中に含めて、健康づくりと介護予防、それから自立ということで構成しております。少し分かりづらいかもしれませんが、そういった観点で組み直しております。以上です。

【委員】

ご説明ありがとうございました。本当に頭を突き合わせて並べ替えをされたということが理解できました。第8期の基本目標1にも、地域で支え合う仕組みづくりということで施策の方向として(1)～(4)にもう少し具体的なゴールが見える形での表現がされていますが、これらに関してもどこかに入っているということよろしいですか。

【事務局】

そのとおりです。

【委員】

地域包括ケアシステムも、国が作ってそれに則って考えられているんだと思います。ただ現実問題として、地域の方たちの協力でその地域でどうやって支えていくかっていう中に、それがどれくらいのウェイトで支えられているのかという問題を考えたときに、やはりまだまだ日本はその辺は進んでいないのではないかと考えています。そこに力を入れていくことも大事なんですけども、現状として先ほどの話でもありましたように、もう介護保険制度がどうなるか分からない状態の中では、介護保険サービスの充実について、できれば基本目標のもう少し上に上げていただきたいというのが事業所側の気持ちとしてはあります。あくまで、やはり最終的には介護保険制度を使われる段階まで高齢者の方が移行して、そこが最後の下支えだと思っていますので、介護保険があって、そのうえで地域住民の方にも協力していただきながら、みんなが福祉を支えていく形になろうかと思っていますので、ずっと出てきている人材確保を、少しウェイトを上げてみせるというのも変な言い方かもしれませんが、基本目標の一番最後に構成するよりはもう少し上げていただきたいのが正直な感想です。今、提供してもらっている介護予防・生活支援サービス事業も、通所、訪問どこまで続けるのかおそらく本当に際どい状況で続いていますので、サービスを続けるためには、やはり介護事業所がないと提供できません。あくまでそこをメインに置いていかないと、地域包括ケアシステム自体が成り立たない状況まで来ているのではないかと考えておりますので、ぜひその辺も考慮していただければと思います。

【事務局】

委員がおっしゃるように、基本目標の順番の並びにつきましてもどうするかを事務局内で協議しております。市民にとって分かりやすい計画というか、読みやすいようにするには、まずは健康づくりが最初で自助の部分。そして次に共助ということで地域で支え合う仕組みづくり、認知症施策の総合的な推進、最後に公助であるサービスの継続や介護サービスの充実という構成で一旦の案としては出させていただきましたので、今頂いた意見も考慮しながら、順番に優劣はなく、全て達成する目標でありますので、その点も考慮して素案で示させていただきたいと思います。以上です。

【委員】

虐待の問題について、「適正ではない介護」、「適正ではないと考えられる介護」などいわゆる虐待という言葉が非常に微妙な問題を含んでいると思います。特に在宅介護の場合は、やはり介護される方の権利擁護の問題もありますので、それを支援するというのも業務の中に入るとは思いますけれども、在宅介護も施設介護も同じようにそういった微妙な問題もあると思います。反対に、カスハラの問題もヒアリングで出てきておりました。そういう視点から考えると、取扱いが非常に難しい問題があって、解決するのが難しいと思います。

それと、成年後見について2つ質問ですが、宗像市は成年後見制度利用促進基本計画を策定されているかどうかと、中核機関である社協でされているようですが、実際の現状、中核機関として社協に預託されているその事業の在り方ですが、それがどのような状況なのかというのは、私はよく社協には行くんですけども、あまり聞くのも悪いなと思って聞かないんですけども、そういう状況はどうなっているのでしょうか。成年後見制度は2000年に始まりまして、なかなか利用が進まない状況なので2016年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が制定されたんですけども、その翌年から成年後見制度利用促進基本計画が始まり、現在は成年後見制度利用促進基本計画の第2次計画が令和4年から実施中で、令和5年の今年は2年目ですね。それで、宗像市としては成年後見制度利用促進基本計画の策定をされているのかどうか、それから中核機関が現在どのような状態なのかを教えてください。

【事務局】

成年後見制度につきましては、事務局が高齢者支援課となっております。ですので、一緒に福祉政策課の高齢者と障がいのある方に対しての成年後見となっております。現在の中核機関の運営を市直営でさせていただいており、これまで昨年度はネットワーク会議など実施できてないんですけども、今年度はぜひネットワーク会議をしたいと思っています。それから制度の普及・啓発についても、今後も努めていかねばならないというところで、広く、また先生にもご教示いただきながら進めてまいりたいと思っています。

また、成年後見制度利用促進基本計画については、現段階では策定というところには至っておりません。ちなみに成年後見制度の利用については、昨年度で6名の市長申立てがっており、様々な相談を受けております。虐待についても、我々非常にその言葉を使うかどうか悩みまして、どの方も一生懸命介護をされた結果、重たくなって適切でない介護に至ってしまったという場合がほとんどで、虐待という言葉が適切でないというかそぐわない気はしますが、今のところ現実的には虐待という言葉も活用されておりますので、その表現にさせていただいております。以上です。

【委員】

虐待防止法ができていますけれども、色々難しいです。

最後に資料3の別紙②の基本目標4の安心・安全につながるサービスの継続の(3)成年後見制度の利用促進と充実の内容として、成年後見制度利用支援事業とありますけれども、成年後見制度利用支援事業というのは申立てに要する経費とか、それから報酬を助成するということですよ。ですからそういうことだけに限ると、広報活動といいますか、前回の会議で報告があった介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果で、成年後見制度を知っているか、内容を知っているかといった質問があって、確か16.9%がよく知っていて、あとの大半の方は制度は知っているけども、内容は知らないという結果だったと思います。だから、成年後見制度に関する啓蒙・啓発活動をして、市でそういう啓発をすることで成年後見制度の利用者が増えて、財政的に負担になるのではないかという気もしますけれども、成年後見制度をよく知ってもらって、基準をきちんと決められて、こういった方は市で申立てして報酬も助成するという基準をきっちりされていたほうがいいのではないのでしょうか。これからどんどん利用者というか申立てが必要な方が出てきますので、よく考えて、介護保険もそうなんですけど、あまり多くのお金がかかり過ぎる状況になってしまうとまずいとは思いますが、そういう啓発活動や実際の相談活動を地域包括支援センターでは非常に大事な位置づけをされてまして、相談しても実際に結びつかないとあまり意味がないので、相談にこられた方が実際に申立てをできるような支援をしていかないといけない。私たちもそういう活動をしていこうと思っています。以上です。

【委員】

今の成年後見制度について質問させていただきたいんですが、恐らく10年以上前に私の親に対して成年後見制度を利用したんですけども、当時私の親は宗像市在住で、娘の私は当時も今も福岡市在住でした。成年後見をしようと思ったときに、よく考えたら私は宗像市に相談していないなと思いました。直接パンフレット等を見て、すぐに家庭裁判所に行って相談したような気がします。宗像市に在住されている方で、私たちのように親は宗像市で子どもは市外という方が結構多いと思うんです。その状況で成年後見制度を利用するようになったときに、本当にどうしたらいいのか不安になって自分で調べて、結局福岡市に相談したという現状があったりします。そういうことがあるので、啓蒙ということ言えば、やはりもう少し分かりやすくしてもらったらよかったかなと思います。私は結果的にしましたけど、結局実際の毎月の収支やそういったものを全部家庭裁判所に提出しないといけないという問題があって、結果的に宗像市には何も関わってなかったなと思ったりしたので、そこをどうにかもう少し工

夫されると、使い勝手がいいのかなと思います。以上です。

【会長】

はい、ご意見ありがとうございました。

【事務局】

実際に今の成年後見制度の利用までの流れとしては、4親等の方までが直接親族として申請することができますので、行政を通さず直接行かれるのが正解というか、仕組みとしてはそうなっておりますが、これから5人に1人は認知症と言われる時代になりますので、成年後見制度の利用が恐らく増えてくるのではないかと思います。そういった相談窓口や、何か困ったときにはどうするかという点についても、広く啓発していきたいと考えております。以上です。

【会長】

はい。よろしいでしょうか。

②第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画期間における施設整備方針（案）について

【会長】

それでは、次の審議にまいります。＜第9期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画期間における施設整備方針（案）について＞、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料4の第9期宗像市高齢者福祉計画介護保険事業計画期間における施設整備方針案についてご説明いたします。本日配付のA4縦の資料4をご覧ください。こちらの資料は施設の新設、増設や介護保険事業所の公募など、次の3年間における介護保険サービスの整備について、その方針を案としてお示しするものです。

それでは、(1)基本方針についてご説明いたします。まず、入所系施設についてですが、各種調査や意見の聞き取りにより、需要量と供給量のバランスを考慮しながら方針を決定していきます。続いて在宅サービスについてですが、各種調査から依然として住み慣れた地域ですとか自宅での暮らしを望む状況が見られております。これらのニーズにこたえるために、第9期においても計画的な基盤整備を進めます。このような基本方針のもと、今回は県が所管する入所系施設についてご検討をお願いできればと考えております。在宅サービスや地域密着型サービスの検討につきましては、次回第4回の協議会において、案をお示しさせていただいて次回改めてご検討をお願いできればと考えております。

では(2)個別サービスの検討について、県に指定監督権限がある入所系施設について、それぞれの施設区分ごとにご説明いたします。なお、これらの入所系施設ですが、県の計画に計上された後、整備されていきます。そのため、今回ご検討いただくのは県の整備計画への要望についての検討となってきます。まず、介護老人保健施設についてです。こちら現在の状況から特段大きな変化は見込まれませんので、県へは要望いたしません。次の介護療養型医療施設及び介護医療院についても、要望はいたしません。介護療養型医療施設は、法改正で既に新設ができないため、また、介護医療院が医療療養病床からの転換が考えられるためです。その次の特定施設入居者生活介護についても、大きな変化は見込まれませんので、要望はいたしません。続いて介護老人福祉施設、特別養護老人ホームについてです。こちらは増床を要望いたします。まず、待機者数の状況ですが直近の調査結果では、宗像市の待機者数は198人となっています。参考として、要介護1や要介護2の方の特例入所の待機者数を含めると、7人増えて205人となります。

続いて2ページをご覧ください。次の入所者の状況ですけれども、現時点での入所率

は97%で13床が未稼働状態となっております。この稼働なんですけども、職員不足のため運用を見合せているという状況がございます。そのため、実質で考えますと100%の稼働状況と言ってよろしいのではないかと考えております。第8期計画期間の3年間の整備状況なんですけども、宗像市内において50床を開設、近隣自治体において整備はありません。

最後に、ヒアリングなどの調査等についてなんですけども、令和5年4月に実施しましたケアマネジャーへの調査では、ケアマネが支援している1,171人のうち、施設への入所が必要とケアマネジャーが判断しているケースが51人、そのうち入所先は特養のみと判断されているのが12人となります。あと、その他の希望する入所施設としてはグループホームが16人、民間の有料老人ホームが12人となっています。そして、令和5年8月に実施した関係団体ヒアリングでは、入所施設において空床が続いていたという状況が窺えました。一方で、多床室への入所希望は依然として多い状況にあると伺っております。また、特養の入所待ちでショートステイを長期利用している状況が依然として続いております。在宅での介護は困難と判断されて、本来は在宅サービスの1つであるショートステイなんですけども、こちらを長期継続利用することで、入所待ちに対応しているケースとなります。現時点で20人の方がこのショートステイを長期継続利用されております。現在、1か所の施設についてなんですけども、ショートステイ8床分を多床室8床へと変換できないだろうか検討されているところがあります。以上の状況を踏まえまして、県の計画において増床を要望するものです。要望数は8床となります。

最後に、短期入所生活介護ショートステイについてです。こちらは県への要望はいたしません。第8期の状況ですが、利用実績の推移を一覧で掲載しています。一番下が直近の令和4年度で件数は2,116件、利用日数は2万54日、右の欄に参考として1件当たりの利用日数を掲載しています。この令和4年度の状況なんですけども、件数については令和元年度比で19.2%減、平成29年度比でも5%減となっています。コロナ禍前と比べて、依然として低調で推移している状況となります。この件数の減少に対して、利用日数は増加傾向にあります。ショートステイの長期利用が増加しているものと考えています。この3年間の整備状況なんですけども、宗像市内において10床を開設、近隣自治体において整備はありません。以上の状況を踏まえまして、ショートステイについての整備は要望いたしません。

説明は以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。それでは、ご質問・ご意見はございますでしょうか。

【副会長】

この「8床」というのは何でしょうか。分かりづらいです。今の説明ではグループホームでしょうか、それとも特養の定員を8増やすということでしょうか。どちらですか。

【事務局】

特養を8床増設ということです。

【副会長】

特養を8床増やすということですよ。増床ということですよ。

【事務局】

そのとおりです。これは、実際はベッド数としてはショートステイで整備されている8床があるんですけども、その8床分を入所利用に転換するという形での整備を予定しております。

【副会長】

それでは8床を新たに建設する必要はないということでしょうか。

【事務局】

はい。施設の増設等は必要なく、運用の転換で増床するということになります。

【会長】

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。では、この点につきましてはこれで終了いたします。

4. その他

・ 次回開催について

【会長】

それでは<4. その他>に移ります。事務局や委員長から何かございますでしょうか。はいどうぞ。

【事務局】

本日のご審議、ありがとうございました。事務局より、次回の運営協議会についてご案内いたします。次回につきましては、次第の下の方に記載のとおり11月2日（木）午後6時30分から、会場は本日と同じこちらの103A会議室で開催させていただきます。次回開催の際には、第9期計画の素案、施設整備方針案等を審議させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

5. 閉会

【会長】

ほかに最後に何かご発言はよろしいでしょうか。それでは、これにて閉会といたします。皆様お疲れさまでした。